

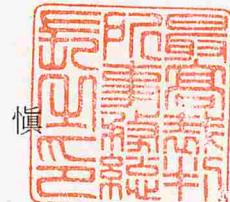
最高裁秘書第1518号

令和3年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書開示通知書

3月29日付け（同月31日受付、第021143号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

4月1日付け司法研修所作成「令和3年度の弁護教官等の謝金について」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（謝金額）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年4月1日

司法研修所

令和3年度の弁護教官等の謝金について

令和3年度の弁護教官及び弁護所付に支給する謝金（半月の単価）を、下記のとおりとする。

記

1 弁護教官

(1) 繁忙期（4月及び11月後半から12月前半まで）

ア 2クラス担当	[REDACTED] 円
イ 1クラス担当	[REDACTED] 円
ウ 担当なし	[REDACTED] 円

(2) 繁忙期（12月後半から翌年3月前半まで）

ア 1クラス担当	[REDACTED] 円
イ 担当なし	[REDACTED] 円

(3) 閑散期 ((1)及び(2)以外)

[REDACTED] 円

2 弁護所付

(1) 繁忙期（4月前半から5月後半まで及び10月後半から翌年3月後半まで）

[REDACTED] 円

(2) 閑散期 ((1)以外)

[REDACTED] 円